

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自宅敷地において自ら消費するための野菜を栽培していたが、原発事故によって避難し、その後平成23年中には帰還した申立人らについて、除染の状況や耕作再開の支障等を考慮し、平成26年12月分まで他所で野菜を購入することによって生じた生活費増加費用が賠償されたほか、避難中の家族間別離を理由とした精神的損害の増額分（月額3万円）及び自宅内の線量を低減させるためとして平成25年に実施した自宅のリフォーム工事代の一部（工事場所ごとに2割から5割相当額）等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

- 1 生活費増加費用（自家消費野菜購入費用）  
期 間 平成23年3月11日から平成26年12月31日まで  
金 額 306,667円
- 2 生活費増加費用（水購入費用）  
期 間 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで  
金 額 90,000円
- 3 住宅等の補修・清掃費用  
期 間 平成25年11月21日  
金 額 310,113円
- 4 精神的損害増額分  
期 間 平成23年5月1日から同年9月30日まで  
金 額 150,000円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前記記載の損害項目及び期間についての和解金として、金856,780円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年1月16日

(仲介委員 鋤竹昌利)